

会 議 記 録

協議会を次のとおり開催した。

協 議 会 名 称	横須賀・三浦地区第3回福祉有償運送市町共同運営協議会		
開 催 日 時	平成30年2月1日(木) 14:00 ~ 15:00		
開 催 場 所	逗子市役所5階 第3・第4会議室		
出 席 者 ※ 会 長 等 ◎ 副 会 長 等 ○	◎伊藤 伊豆男、○中野 正和、鈴木 正志、古谷 久乃、山ノ上 喜一郎、内藤 昭二、小宮 純、高津 恵一、須田 正二、笹谷 月慧、荒井 武男、加藤 智史、中川 禎久、浅羽 昭子、市川 壽一、菊池 尚、中崎 廣、佐藤 弘朗、藤本 義章(代理)、石田 東達(代理)		
次回開催予定日	平成30年7月下旬 予定(事務局 三浦市)		
問い合わせ先	所属名、担当者名 逗子市福祉部社会福祉課 社会福祉係 武田 電話番号 046-873-1111(内線212) メールアドレス syakai@city.zushi.lg.jp		
会 議 記 録	発言記録	・ 要約	要約した理由
内 容	<p>●開会</p> <p>(司 会)</p> <p>皆様こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。ただいまから、平成29年度 第3回 横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日はお足元の悪い中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>私、進行を務めさせていただきます、逗子市 福祉部 社会福祉課長をしております浅羽と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>●協議会の成立要件</p> <p>(司 会)</p> <p>本日の協議会でございますが、定員24名のところ現在20名の出席をいただいております。設置要綱第8条第1項によりまして、委員の過半数が出席しておりますので、協議会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>本日、横須賀市民生委員児童委員協議会 副会長 山口様、三浦市社会福祉協議会 事務局長 出口様、福祉クラブ生活協同組合 ワーカーズ・コレクティブ・</p>		

らら・むーぶ・かまくら 理事 大杉様からは事前に欠席する旨の御連絡をいただいております。また、本日はかまくら地域介護支援機構 理事 渡辺様が欠席されております。

また、本日お配りした出席者名簿について、記載ミスがございました。21番の佐藤様の所属が、「全神奈川ハイタク労働組合連絡会議 自交総連神奈川地方労働組合 幹事」と記載されておりますが、正しくは「全神奈川ハイタク労働組合連絡会議 事務局長」でございます。訂正をよろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

また、本日は国土交通省 関東運輸局 神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官・小松委員の代理で藤本様に、神奈川県 保健福祉局 福祉部 地域福祉課長・笹島委員の代理で石田様に御出席いただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、本設置要綱第6条第3項の規定によりまして、以降の進行を会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(会 長)

皆さん、こんにちは。本会議の会長を拝命しております、逗子市社会福祉協議会 常務理事の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。会議の進行につきましては、御協力のほどよろしくお願いいたします。

これ以降、失礼ながら着席して進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

早速ではありますが、次第に沿って会議を進行させていただきます。

●次第1 会議の傍聴及び公開について

(会 長)

それではここで、横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会傍聴要領に基づき、本日の傍聴者の入室を許可します。

(事務局の誘導により、傍聴者2名入場)

(会 長)

傍聴の方、大変お待たせいたしました。

初めに傍聴の方にお知らせいたします。会議中は私語を慎むようお願いいたします。また、会議中はカメラ・ビデオ等での撮影及び録音は禁止されておりますので、御了承ください。

協議会の議事は、原則公開とされております。会議記録は、会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第5条により会議終了後に審議速報及び会議記録を公開することとなっております。そのため、本協議会では、会議記録作成のために録音させていただきます。発言は必ずマイクでお願いいたします。

●次第2 会議の進め方について

(会 長)

次に、本日の会議の進め方につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
(返子市事務局)

それでは、まず会議の進め方について、確認をさせていただきます。

事前に郵送にてお送りしておりますのは、「次第」、「資料一覧」、「三浦市 特定非営利活動法人 ぷらす介護センター」の新規登録申請資料、それから「三浦市 特定非営利活動法人 歩(あゆみ)」の更新登録申請資料、続いて「横須賀市社会福祉協議会」の軽微な変更資料、続いて「鎌倉市 福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズ・コレクティブ・らら・むーぶ・かまくら」と、「鎌倉市 特定非営利活動法人 暮らしいきいきサポートの会かながわ」の軽微な変更資料、それから「三浦市 特定非営利活動法人 歩」の軽微な変更資料となっております。

また、本日机上天にて配付しておりますのが、委員名簿、それからぷらす介護センターの差替の資料として、3ページ、35ページ、47ページの資料、それから歩の差替の資料として、59ページ、98ページ、99ページ、128ページの資料、それから追加の資料といたしまして小林氏、小嶋氏の運転者講習の修了証の写し2枚となっております。漏れ等がございましたら、お知らせください。

続きまして、本日の会議の進め方について御説明します。本日は、合意を要する協議事項といたしまして、新規登録の申請が1件ございます。こちらの案件につきましては、後ほど御説明をさせていただきます、御協議いただきたいと思います。

また、更新登録の申請が1件ございます。こちらは、平成26年度第3回協議会にて、協議会設置要綱を改正いたしまして、更新の登録に係る事項で、前回協議時から対価の変更、運送の区域の拡大並びに運送しようとする旅客の区分の追加がないときは、全ての委員の方から事前に表決書で承認を得られた場合、協議会に代えることができるとされました。今回の更新登録申請は、前回協議時から変更のない更新申請であったため、事前に委員の皆様书面にて御協議いただきました。御審議いただく中で、保留、承認されない委員の方が1名ずつ、また3名の委員の方から御質問をいただきました。本日、御質問の内容等につきまして改めて御説明をさせていただきます、御協議いただきたいと思います。

次に、協議会の合意を要しない報告事項といたしまして、軽微な変更届について報告がございます。以上になります。

(会 長)

ただいま説明のありました会議の進め方についてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

(会 長)

それでは、協議会の速やかな進行につきまして、皆様の御協力をお願いいたします。

●次第3 議題（1）申請書の協議について（新規・更新登録申請）

（会 長）

それでは、「次第3 申請書の協議について」、[自家用有償旅客運送の新規登録及び更新登録の申請]についてです。

「特定非営利活動法人 ぷらす介護センター」の新規登録申請、「特定非営利活動法人 歩」の更新登録申請の順番に協議してまいりたいと思います。

それでは、「特定非営利活動法人 ぷらす介護センター」の方、また三浦市事務局の方は説明席に御着席願います。

（事業者、三浦市事務局 説明席へ移動）

（会 長）

それでは、新規登録申請の概要についてご説明をお願いします。

（三浦市事務局）

三浦市高齢介護課の松尾と申します。

（事業者）

ぷらす介護センターの片山と申します。よろしくお願いいたします。

（事業者）

運行管理を担当しております佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

（三浦市事務局）

着座にて御説明をさせていただきます。

（会 長）

それでは、新規登録申請の概要について、御説明をお願いいたします。

（三浦市事務局）

概要について御説明させていただく前に、先ほど逗子市事務局のほうからも御説明いただいたように、資料の差替がございますので、その内容について先に御説明をさせていただきたいと思います。

まず、事前に逗子市事務局よりお配りいただいております資料の3ページをごらんください。こちらは申請の概要になっております。また、本日お配りをしております差替の資料とあわせてごらんいただきたいと思います。左側の「3、旅客から収受する対価」の上から5行目になります。こちら、「送車料金なし」と記載されておりますが、「迎車料金なし」に訂正いたします。

同じく3ページの「3、旅客から収受する対価」の一番下に、複数乗車の有無の記載がございますが、こちら「無」となっておりますが、「有」に訂正をさせていただきます。

続きまして、35ページをごらんください。こちらと、本日お配りをしている差替の35ページをあわせてごらんいただきたいと思います。乗務者の就任承諾書兼就任予定乗務者名簿の佐藤氏につきましては、資格の種類が運転免許の種別である「大型2種」と記載されておりますが、ここでは介助に関する資格を記載することになっておりますので、「介護福祉士」に訂正いたします。失礼いたしました

た。

続きまして、47ページをごらんください。本日お配りをしている差替の47ページをあわせてごらんください。運行管理の体制等を記載した書類の1、(ア)運行管理の責任者の就任予定名簿の佐藤氏の資格の種類が、先ほどと同様に「大型2種」と記載されておりますが、ここでは運行管理に関する資格を記載するため、「運行管理者」に訂正をさせていただきます。訂正箇所につきましては以上になります。

それでは、新規登録申請の概要につきまして、3ページの資料に基づいて御説明をさせていただきます。運送の主体は、NPO法人ぷらす介護センターで、代表者は井澤美知子氏になります。主たる事務所の所在地は、三浦市南下浦町上宮田463の1です。定款、登記事項証明書等につきましては、添付した資料のとおりとなります。

次に、運送の区域は、三浦市・横須賀市です。

次に、旅客から收受する対価ですが、運送の対価は1キロ当たり150円です。運送の対価以外の対価につきましては、迎車料金が200円となっております。三浦市・横須賀市以外の場合、1キロ当たり50円となりまして、その際の迎車料金はありません。

待機料金になりますが、こちらは15分単位300円です。ただし、5分までは無料となり、5分を超えた時間から算定となります。

介助料金につきましては、介護保険等利用の場合は1割または2割負担となり、自費の場合は1回1,000円です。

付添料金については、介護保険等利用の場合は1割または2割負担となり、自費の場合は30分1,250円です。

車椅子使用料金につきましては、通常タイプは500円、リクライニングタイプは2,000円です。

次に割引についてですが、透析・リハビリ通院などで週3回以上の利用の場合は8%割引、1回の利用が30キロを超えた場合は8%の割引、相乗りの場合は利用運賃の半額となります。

事務費につきましては、1カ月200円ですが、その月に利用がなかった場合は費用はかかりません。

複数乗車の有無は、有です。

次に、運送しようとする旅客の範囲ですが、添付した資料のとおりとなります。現在の利用の登録は19人となっております。

それでは、事前に配付しております資料の4ページをごらんください。法令遵守ですが、当該法人の役員全員、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓してございまして、宣誓書を資料に添付しております。

次に、使用車両台数ですが、福祉車両が6台、セダン型車両が0台の計6台と

なっております。所有車両は3台、持ち込み車両は3台となっており、使用に関する契約は書面で行われております。

次に運転者ですが、運転者は6名おり、うち第二種免許取得者は2名、講習受講の状況ですが、運転者3人がかながわ福祉移動サービスネットワーク主催の福祉有償運送運転者講習及びセダン等運転者講習を修了しており、各講習の修了を確認できる資料を添付してございます。

次に、運行管理、整備管理の体制、事故処理連絡体制、苦情対応体制につきましては、それぞれ運行管理マニュアルにより適切な管理や整備等を行っております。運行管理責任者については、運行管理者資格者証を添付しております。

次に、損害賠償措置につきましては、保険証券の写しを添付しており、適切な処置がとられております。

概要の説明は以上になりますが、ここで事前に御質問いただきました事項がございましたので、説明をさせていただきます。

まず、資料の18ページをごらんください。こちらの利用料金一覧の一番上の箇所になりますが、運送の対価のところ、「(四捨五入となります。)」という記載がございまして、こちらは料金を四捨五入するという意味であるのか、という御質問がございましたが、料金ではございません。乗車距離を四捨五入し、算定するという意味で記載をしております。

同じく、18ページの下から5行目に、事務費用として1カ月に200円を加算する旨の記載があります。こちらの内容につきましては、請求書の発行と、月1回の名簿の更新に係る事務手数料になりまして、利用がない月は費用はございません。

説明は以上のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。ただいま三浦市事務局より「特定非営利活動法人 ぷらす介護センター」の新規登録申請にかかる説明がございました。当件につきまして、御質問等ございますでしょうか。

(市川委員)

ただいま資料の訂正ということで、複数乗車有りということですが、御所有されている3台の車両の定員は4名だと思うのですが、ここに相乗りの場合は利用運賃の半額ということで書かれているのですが、定員が4名の場合、患者さんが3名乗る場合という場合も考えられますか。

(事業者)

一応2名と考えており、3名乗るということは、ないと思います。

(市川委員)

今おっしゃったように、もう確実に2名しか乗らないということであれば、全く問題ないと思うのですが、もし3名乗る場合には、やはり運賃の対価が変わってくると思うので、2名限定ということで、条件を明確にされておいたほうがいいのではないかと思います。

(事業者)

すみません。それでは、2名限定ということで設置をさせていただきます。よろしいでしょうか。

(会長)

ただいま、複数乗車にかかる御質問がございましたけれども、道路運送法で、複数乗車を行う場合には、その旨協議を行うことと定められております。この点につきまして、御質問等ございますでしょうか。

(藤本代理)

神奈川運輸支局の藤本と申します。複数乗車について、協議が調べば始まると思うのですが、会員としても資料に載せていらっしゃると思いますので、そういったお話というのは、もう具体的に利用者の方にされているのかなと思います。何も断りもなしに、いきなり別の方同士で乗ることはないと思うので、もう事前に相乗りで利用されるという対象の方が見込まれていて、個別の方が一緒に乗るという場合があって、その場合は金額も変わってくるといったような、一連の説明は行って、利用者さんのほうも既に了承済みということでよろしかったでしょうか。一応確認ということでお願いします。

(事業者)

18ページの利用料金一覧の一番下のところに書いてあるのですが、事前に市に確認をとったところ、相乗りの場合は双方の合意及び、介護保険の場合はケアマネジャーが作成する居宅サービス計画書に、相乗りの記載を入れていただく必要がある、という御回答がありました。私はケアマネジャーですが、担当している方が透析等されていると、車の都合でお迎えが遅くなったりということが、というお話をよく伺います。そして、同じ会社のたまたま違う車両が迎えに来て、違う方を乗せて行ってしまい、その方は30分ないし1時間待ったというお話があって、そういう方なら一緒に乗ればいいのにね、というお話を逆に市からいただいたので、相乗りについて提示させていただきました。一応名簿に載っている利用会員の方には了承いただいております。

(会長)

よろしいですか。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上の議論を踏まえまして、「特定非営利活動法人 ぷらす介護センター」の新規登録申請につきましては、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

(市川委員)

複数乗車2名までという条件付きで。

(会長)

それでは、条件をつけてということで、よろしいですか。

それでは、協議が調ったということにさせていただきます。ありがとうございました。

「特定非営利活動法人 ぷらす介護センター」の方、ありがとうございました。
退席していただいて結構でございます。

(事業者 退席)

(会 長)

続きまして、更新登録申請の協議に移ります。

まず、事務局から説明をお願いします。

(返子市事務局)

それでは、三浦市の「特定非営利活動法人 歩」の更新登録申請について御説明いたします。

冒頭で御説明いたしましたとおり、今回の更新登録申請は、前回協議時から変更のない更新申請であったため、事前に委員の皆様は書面にて御協議いただきましたが、御審議いただく中で、保留、承認されない委員の方が1名ずつ、また3名の委員の方から御質問をいただきました。御質問の内容等について、本日改めて御説明をさせていただきます、御協議いただきたいと思います。

(会 長)

それでは、「特定非営利活動法人 歩」の方は説明席に御着席願います。

(事業者 説明席へ移動)

(会 長)

それでは、今回の更新登録申請にかかる御質問の内容について御説明をお願いします。

(三浦市事務局)

引き続きまして、三浦市高齢介護課の松尾より御説明をさせていただきます。事前にいただきました御質問の内容について、着座にてご説明させていただきます。

まず、複数のページにおきまして、利用予定者の人数の整合性がとれていないとの御指摘をいただいております。内容を確認したところ、85ページの複数乗車利用予定者名簿のところに、特別支援学校送迎利用予定者9名の方が載っておりますけれども、こちらの方々が、86ページから98ページにかかる旅客の名簿と、99ページの「身体状況等、態様ごとの会員数」に含まれておらず、各ページの障がいの内訳の整合性がとれていないことが判明しましたため、本日98ページ及び99ページを訂正させていただきますと思います。99ページの訂正の内容につきましては、右側の「その他の障害を有する者」の、重度知的障害者を1人から2人に、精神障害者2級を1人から2人に、その他肢体不自由者を2人から5人に、内部障害者を1人から0人に、その他を0人から5人に変更となります。それに伴いまして、59ページの更新登録申請の概要の「4、運送しようとする旅客の範囲」の利用会員名簿掲載予定者数につきまして、245人となっているところを254人に訂正をさせていただきます。

続きまして、128ページになります。事前にお配りしております資料の128ペー

ジでは、運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿に18名の方が載っておりますけれども、3番の小嶋氏、4番の高橋氏、5番の小林氏、11番の三橋氏、18番の伊東氏の5人につきましては、二種免許、福祉有償運転者講習の修了証のいずれも確認できないとの御指摘をいただいております。こちらにつきまして、3番の小嶋氏、5番の小林氏の2人につきましては、本日追加資料として運転者講習の修了証の写しを提出させていただきます。残りの4番の高橋氏、11番の三橋氏、18番の伊東氏の3人につきましては、書類が整わないため、運転者名簿から削除させていただきます。したがって、140ページの伊東氏と144ページの高橋氏と149ページの三橋氏の書類につきましては、取り下げをさせていただきます。

説明は以上のとおりとなります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。それでは、ただいまの委員の方からいただいた御質問に対する説明等につきまして、御質問ございますでしょうか。

(市川委員)

今、説明がなかったのですが、事前に御質問させていただいていた点について、よろしいですか。軽微な変更について、事務所全体で1台の増車ということなのですが、三浦事務所さんのほうで車両数が一遍に増えたということがございまして、その理由として、運行管理者の方が亡くなられたので、法律上問題のないように、事務所間で車両の移動をするということで御回答いただいているのですが、これは間違いございませんか。

(事業者)

すみません、歩の飯島です。シーサイドの事務所は、横須賀市といっても三浦事務所と2キロしか離れていないです。実質上、同じ地域である。市は分かっているのですが、どちらのお客さんにも迷惑をかけない距離である。運行管理者の方が亡くなられたため、急遽、安全運転管理者を増やしたので、どちらの事務所にも10台ずつ置けるのですけれども、車庫の問題等ありますので、三浦市のほうが駐車代が安いので、三浦市に移したというのが現実です。

(市川委員)

実際は、おっしゃるように三浦の事務所さんとシーサイドの事務所さんの距離というのが、そんなに離れていないと思うのですが、実際、それぞれの事務所から出る車両が交差するというようなことはあるわけですか。

(事業者)

あります。運送の区域を見ていただければわかるのですが、我々は横浜市、相模原市等でも行っているのですが、三浦市から相模原市へということもありますし、逆に相模原市から三浦市へ来るお客さんもいらっしゃいます。

(市川委員)

その辺はよく御存じだと思うので、きちんとされていると思いますけれども、

やはりその区域の事務所から患者さんを送迎するというのが望ましいですし、2キロしか離れていないとはいえ、三浦市と横須賀市という境があるのも事実ですから、迎車料金にしても何にしても、いち早く対応できるという意味でも、それぞれの事務所で運行管理が適正に行われるというのが、やはりあるべき姿かなというふうに思いますので、できる限り運行管理者を従前のようにきちっと配置をされて、スムーズに運行されることを望みます。

(事業者)

運行管理者については、私は大分知識もあるので、大丈夫でございます。基礎講習を終えておりますので。

(会長)

他によろしいですか。他に御質問がある方、いらっしゃいますか。

よろしいですか。それでは、以上の議論を踏まえまして、「特定非営利活動法人 歩」の更新登録申請につきましては、協議が調ったということによろしいでしょうか。

(事業者)

すみません。よろしいですか。先ほどのぷらす介護センターさんの協議でも思ったのですけれども、我々も複数乗車をやっているのですが、前回の申請時、例えば菊池委員さんもいらっしゃったので、覚えていらっしゃると思うのですが、複数乗車の協議の際、細かい町内の話だと、地図などで示して協議を行ったのですが、今回簡単に、そんなにすんなり通してしまってよいのですか。町内が違ったらだめだという協議があったと思うのですが。例えば上宮田と三崎町の境目であっても、それはもう地域が違うから、複数乗車にならないということで、同じ地域の人と限定して認められたという経緯があったと思うのですが。さきほどのぷらす介護センターさんの協議ではそういう議論が何もなかったと思うのですが。前回は大雪の日で、時間がない中で、地図を事務所からファクスで送ってもらって、皆さんに審議していただいたと思うのですが。そういうことなら、どんどん複数乗車してしまってよいのですか。実際に今、僕たちは最大7人まで乗せてやっていますけど、地域関係なくやってしまうてよいということですか。同じ病院から出るのであれば、例えば三浦海岸から出て、久里浜と横須賀中央でおろしていいということでしょうか。

(市川委員)

ちょっとよろしいですか。今やられている複数乗車というのは、養護学校と透析の方だけですよ。それだからいいのであって、病院の云々というのは、また話は別になります。

(事業者)

透析の方で、例えば久里浜と横須賀中央の方と離れていても、同じ病院から出発であれば、よいということですか。

(市川委員)

今おっしゃられているのは、僕は問題ないと思うのですが、菊池委員が言われたのは、多分違った意味だったように、僕は記憶しています。御本人もあまり覚えてないようなのですが。

(事業者)

いや、三浦市の地図の中で、1本県道があって、両脇に患者さんがいるんだけど、こちら側が上宮田、こちら側が金田、菊名だったら、地域が違うから、だめだから、上宮田の人は上宮田の人、菊名の人は菊名の人で複数乗車するというので、それで御審議いただいて、オーケーだったと思うのですが。

(市川委員)

はっきり僕も覚えていないのですが、武山、岩戸の養護学校の方と、透析の方限定だったので、その中の患者さんが、多少離れていても…。

(事業者)

前はだめだったんです。私はグループをつくるよう言われて、グループをつくったんですよ。

(会長)

すみません、ちょっとお待ちいただけますか。その議論はですね、最初に協議の承諾書をお出ししているはずですから、三浦市さんのほうにまずその質問を投げさせていただいてから、こちらの協議会で協議を行う手順をとらなければなりません。いろいろあるでしょうけれども、記憶が曖昧な部分もございませうから、それはちょっと別に改めてやっていただけますでしょうか。

(事業者)

別にとすると、また来年7月になってしまいますよね。

(会長)

いや、違います。それに対しての質問というのが、出ていないではないですか。

(事業者)

いや、質問というか、さきほどの審議を見て私は思ったので。我々の審議のときは、非常に時間かかって、2回に分けて行ったんですよ。最初1回では通らず、2回目は大雪の日で、時間がない、雪が積もってきたから、それでは、この限定でいきましょうということだったので、あんなにすんなり通ってしまうのならば、何だったんだと思ったので。それでは皆複数乗車やりたいですよ、事業者は。

(会長)

それについては三浦市さんのほうで、ちょっと調整していただいて、それからこちらのほうに出していただけますか。

(三浦市事務局)

申しわけございません。今出ている意見については、また時間をとって、事業所のほうと調整をしまして、またまとめて御提出をさせていただきます。御審議いただきまして、ありがとうございました。

(会長)

よろしいですか。御質問の途中で遮って、大変申し訳ないのですが、今、三浦市さんがおっしゃったように、また御質問等を出していただけてやっていただくということで御了承いただけますでしょうか。よろしいですか。

それではですね、協議が調ったということにさせていただきますので、ありがとうございました。

それでは、「特定非営利活動法人 歩」の方及び三浦市事務局の方、ありがとうございました。御退席されて結構です。

(事業者退席、三浦市事務局は自席へ)

●次第4 報告 変更届出書について(軽微変更)

(会長)

続きまして、「次第4 変更届出書[自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出等]」に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

(逗子市事務局)

変更届出書につきましては、協議会の合意を要しない軽微な変更の報告になります。事前に委員の皆様へ送付をした資料、横須賀市1件、鎌倉市4件、三浦市1件の内容について報告をいたします。

(会長)

それでは、横須賀市、鎌倉市、三浦市の順で、それぞれ事務局の方は自席から報告してください。

まず横須賀市の事務局の方からお願いいたします。

(横須賀市事務局)

横須賀市の軽微な変更に関する報告をさせていただきます。

資料の193ページ、「社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会」より軽微変更が提出されております。平成29年12月5日付で車両台数変更の報告がございました。持ち込みセダン等の台数が20台から1台増えて21台になっており、合計で24台の車両となった旨の変更届の提出がございましたので、御報告いたします。

横須賀市からの報告は以上となります。

(会長)

横須賀市事務局の方、ありがとうございました。今の横須賀市の報告について御質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは次に、鎌倉市事務局の方、お願いいたします。

(鎌倉市事務局)

鎌倉市の軽微な変更の届け出について、4件御報告いたします。資料は195ページからになります。

「福祉クラブ生活協同組合 移動サービス ワーカーズコレクティブ らら・

むいぶ・かまくら」につきまして、平成29年12月8日付の届け出により、セダン型車両が1台減車した上、2台増車していきまして、合計台数は17台となります。

続きまして、199ページ目からですが、「特定非営利活動法人暮らしいきいきサポートの会かながわ」につきましては、3件御報告いたします。まず、平成29年4月21日付の届け出により、セダン型車両3台減車し、合計台数は13台から10台に変更しており、続いて平成29年6月22日付の届け出により、セダン型車両を1台増車し、合計台数は10台から11台に変更されています。最後に、平成29年12月11日付の届け出により、兼用車両を1台減車し、合計台数は11台から10台へ変更となります。

さきに御報告させていただいた2件につきましては、第1回の運営協議会で御報告すべき事項でありましたが、事業者からの報告漏れもありまして、御報告が遅れましたことをお詫び申し上げます。大変申しわけございませんでした。

以上となります。

(会 長)

鎌倉市事務局の方、ありがとうございました。今の鎌倉市の報告につきまして御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは最後に、三浦市事務局の方お願いいたします。

(三浦市事務局)

それでは、「特定非営利活動法人 歩」の軽微な変更の内容について御説明いたします。208ページをごらんください。

今回の変更の内容は、「(5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数」でございます。三浦事務所につきましては、これまで持ち込みの兼用車1台、セダン等10台、うち軽乗用車8台の合計11台、うち軽自動車8台でしたが、変更により持ち込みの車椅子車3台、うち軽自動車3台、兼用車4台、セダン等11台、うち軽自動車9台の合計18台、うち軽自動車12台となっております。これによりまして、三浦事務所としましては7台の増車となっておりますが、相模原事務所とシーサイド事務所を含めまして3つの事務所間で配置数を変更したもので、全体としての配置数は22台から23台の1台の増車となっております。増車分につきましては、相模原事務所に配置しております。先ほど更新登録申請の際に事業者からの説明もございましたが、事務所間の配置変更につきましては、国家資格である運行管理者の人数が2人から1人に減ったため、法律上問題がないよう行ったものです。また、シーサイド事務所につきましては、車両は7台の減となっておりますが、先ほども説明がありましたように、三浦事務所との距離が近く、連携の点では不便がないことですか、車両管理の拠点が変更された以上の影響はないことから、運営状況について問題はないと確認をしております。説明は以上となります。

(会 長)

三浦市事務局の方、ありがとうございました。今の三浦市の報告につきまして

御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございました。以上で「協議会の合意を必要としない軽微な変更届出書」の報告を終了いたします。

●次第5 その他について

(会 長)

次に、「次第5 その他」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。
(返子市事務局)

それでは、事務局のほうから2点ほどございます。

まず1点目でございますが、平成29年度当協議会の開催につきましては、本日もちまして全て終了となります。皆様の御協力のもと、円滑な協議会を運営できましたことを心より御礼申し上げます。

また来年度につきましては、当協議会の事務局が返子市から三浦市へと移ってまいります。次回平成30年度の第1回の協議会は、7月の下旬ごろ、三浦市内の会場を予定しております。また改めて御通知を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

2点目でございます。委員の皆様の任期の件でございます。横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱第7条によりまして、委員の任期は2年となっております。皆様には平成28年4月1日から平成30年3月31日までということで委嘱をさせていただいております。皆様におかれましては2年間、これまで多大なる御協力をいただきまして、まことにありがとうございました。改めまして3月31日の任期がございますので、解嘱の通知につきましては、改めて発送させていただきますので、御了承いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

改めまして、平成30年4月1日から2年間の委員の委嘱ということでございますが、神奈川県のほうからは既に関係団体に依頼をさせていただいているところもございまして、市町村選出の団体への御依頼につきましては、改めてこれから通知を発送させていただきますので、よろしくお取り計らいいただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上、報告については2点でございます。

(会 長)

ありがとうございました。今の事務局の報告につきまして、御質問等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。以上で「次第5 その他」を終了いたします。

(市川委員)

すみません。ちょっとよろしいですか。さきほどの三浦市の方の件ですが、おっしゃっていることはごもっともだと思います。それで、ちょっと今、いくつか確認させていただいたのですが、次回また三浦市さんでいろいろあるといけない

ので、ちょっと確認をさせていただきます。前回、歩さんが当初申請されたときには、車両も10人乗りぐらいの大きな車ですが、最初透析の患者さんを大量にお乗せをするというようなスタンスだったので、それはきちんと整理をされたほうがいいですよ、ということ、菊池委員が言われたと思います。今回のぷらす介護センターさんは、2名までで、大量にお乗せするというものではなかった、どこの区域でというようなことをおっしゃらなかったと思います。ですから、三浦市さんで今後何かそういうようなお話がもしありましたら、そのような御認識でいただければよいと思います。

(菊池委員)

お時間いただいてすみません。新規のぷらす介護センターさんのほうがすんなり通ったように見えますが、2人限定という条件をつけていただいたことが1点。それで、相乗りの場合、料金が半額ということなので、理論上、3人、4人になってしまうと、2分の1を超えていってしまいますが、2人ということで縛りもついているし、名簿上、透析患者の方がいらっしゃるのかわからないですけども、透析患者の送迎ということで、2名までという条件の中であれば、以前、歩さんの案件で協議が調ったケースの範囲内ということもあり、そんなに問題がなかったということが1点です。歩さんに関しても、前回、透析患者の方に関してはたしか12名の名簿のうち2名ということだったので、同じような内容です。養護学校は、武山と岩戸と2つある。これはもう行き先がはっきりしていますし、10人乗りで介助の方がついて送迎をするケースはない話ではないですし、エリアのチェックもたしか行ったような記憶はありますが、養護学校2校で、生徒も限定されている。限定された条件の中で行っていますので、一見不公平に見えるような感じがしますが、条件はちゃんと整えてお話が進んでいるというふうに理解しております。以上です。

(会 長)

ありがとうございました。三浦市の方、またこの内容を事業者の方によろしくお伝えください。よろしく申し上げます。

ほかによろしいですか。

● 閉 会

(会 長)

それでは、以上をもちまして平成29年度第3回の運営協議会を終了させていただきます。

1年間、皆様に御協力いただきまして、ありがとうございました。